

資料編

資料1 シンガポール警察史

以下は、シンガポール警察ウェブサイトに掲載されているシンガポール警察史（原題：OUR HISTORY¹）の全訳である。なお、訳出にあたり、一部表題を追加した。

1. 序²

1820年5月に設立されたシンガポール警察（SPF）は、シンガポールで最も古い政府機関の一つである。フランシス・ジェームズ・バーナードが率いる12人のチームから始まった組織は、国家とともに力強く成長してきた。

現在、SPFは15,000人の正規警察官、警察職員、兵役義務による警察官、ボランティア警察官、予備役警察官からなる強力な部隊となり、シンガポールを世界で最も安全な国の一つとして維持している。

2. 1820～1826：シンガポール警察の設立；起源

シンガポールの警察活動は、スタンフォード・ラッフルズ卿がシンガポールに貿易拠点を築いた直後にまで遡る。1820年に、植民地シンガポールの初代駐在武官であるウィリアム・ファクアール少将は、移民で活気づく街には法と秩序とが必要であると認識し、警察部門を設立した。彼は義理の息子であるフランシス・ジェームズ・バーナードを警察助手に任命した。警察助手、書記、看守、ジェマダール³（巡査部長）、8人のペアダ⁴（巡査）からなる12人の部隊が、設立間もない植民地の法と秩序とを執行した。



著作権：Charles Dyce, 1847年頃のモンキー橋からの川の眺め,

Singapore: A Pictorial History, 1819- 2000 by Gretchen Liu, Editions Didier Millet Pte Ltd, p. 30.

¹ 出典：SPF, 2023

² 訳者が追加した表題。

³ 【訳注】元はウルドゥー語の جمعدار (jam'-dâr) に由来し、英領インド時代の下級将校や小隊長等を意味した。

⁴ 【訳注】同様にウルドゥー語の پیاده (piyā-dah) に由来し、英領インド時代の歩兵を意味した。

3. 1826～1872：栄える街の犯罪増加に対抗するため警察組織を拡大；栄える街の警察活動



初代警察長官トーマス・ダンマン
著作権：Donald Davies, "More Old Singapore", 1956

1826年に、シンガポールは海峡植民地に組み入れられた。シンガポールの警察は、駐在参事官ジョン・プリンスの指揮下に置かれることとなった。貧困に喘ぐ移民が多く、海賊船が海上貿易を脅かすシンガポールは、その初期においては高い犯罪率に直面した。法制度の整備は人口増加に追い付かなかった。多くの犯罪が報告されないままになっていた。警察組織における監督の不行き届きと、警官の士気の低さが問題をさらに深刻化させた。

1843年2月、多発する犯罪に対抗するための方策を話し合う緊急市民集會が開催され、トーマス・ダンマン氏が行政副長官及び警視副總監という2つの役に任ぜられた。彼は警察組織の改善に精力的に取り組み、警官の規律を重視することによって警察官の資質を向上させた。1846年には、警官が遵守すべき役割や規則を定め、警ら区域の境界線を引き、標準的な制服を導入した。また、労働条件や賃金の改善、労働時間短縮、年金制度の導入に尽力した。1856年警察法が1857年1月1日に施行されると、ダンマンは常勤する初代の警察長官となった。彼は1871年まで卓越した功績を残した。

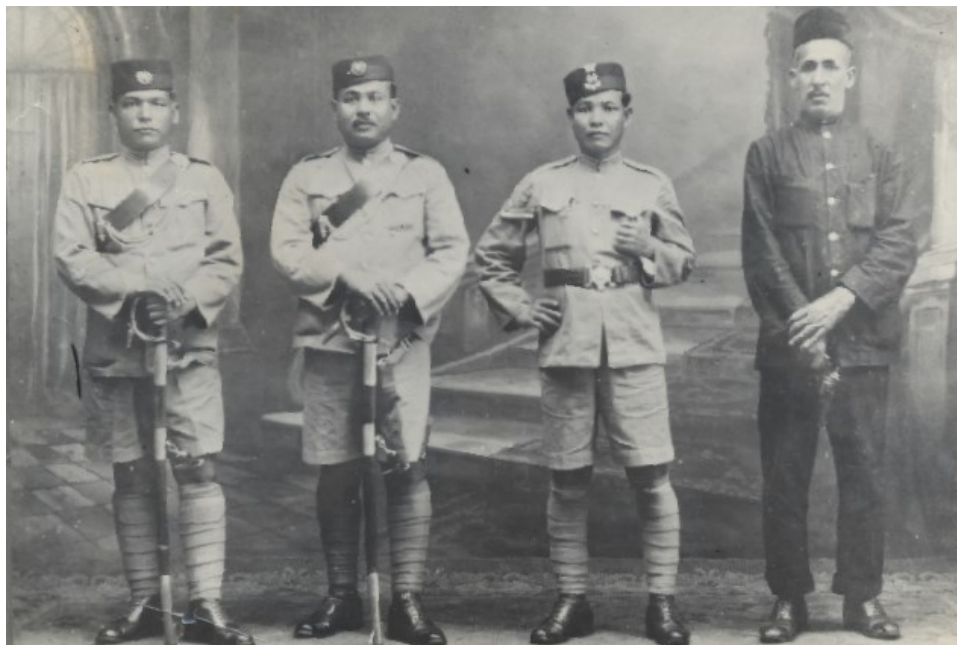
この時期、警察は特定の犯罪に対応するための初の専門部隊を導入した。1859年から67年にかけて、海賊対策として海岸沿いに警察署が設置され、水上警察が組織され、また、秘密結社対策として刑事局が設置された。



1906年の刑事局 出典：SPF

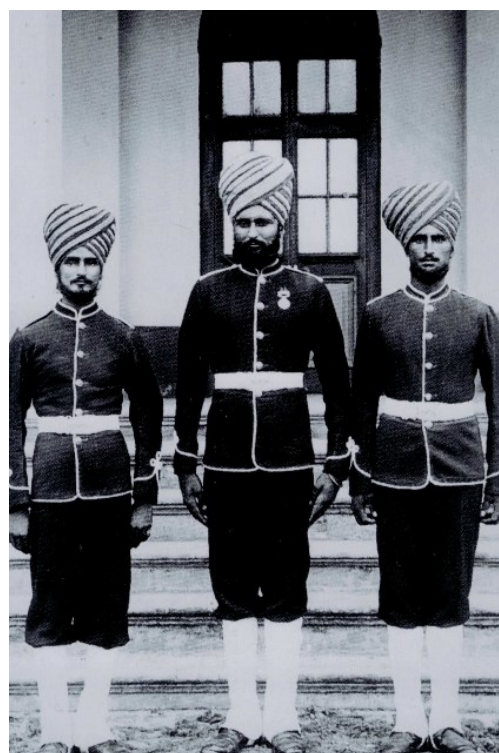
4. 1872～1942：海峡植民地警察の近代化；海峡植民地警察隊

1867年に海峡植民地が英国直轄植民地となって間もなくの1872年に警察条例（1871）が制定され、警察組織の再編が行われた。これにより、シンガポールに本部を置く一人の警視総監が海峡植民地内の全ての警察部隊を指揮する海峡植民地警察隊が誕生した。



1893年から第二次大戦前まで用いられた初期のカーキ色の制服 出典：SPF

海峡植民地警察隊は、この新しい時代に、多くの局面に向き合うこととなった。1869年のスエズ運河開通などによる貿易の拡大により、シンガポールは急速に発展した。港が栄えることで大勢の中国人苦力^{クーリー}が職を求めてシンガポールに押し寄せた。ほとんどが貧しく、教育も受けていない男性の出稼ぎ労働者からなる新しい波は、法と秩序の問題をもたらした。売春、賭博、薬物乱用、秘密結社活動、暴動などが蔓延したのである。とくに秘密結社は犯罪の元凶となり、暴動や暴行、新しい移民に対する虐待が絶え間なく続いた。これに対処するため、1877年に中国人保護区が設置され、併せて秘密結社を取り締まるための新たな法律が制定された。1879年に開催された警察組織の在り方に関する調査委員会を経て、1881年には新たに地元警察隊の中にシク教徒警察隊（SPC:Sikh Police Contingent）が編成された。SPCはエリート武装警察の中核として配置され、秘密結社勢力に対する抑制策とともに、法や秩序の維持に対する即効力を発揮することとなった。



シク教徒警官

著作権：Gretchen Liu, "Singapore: A Pictorial History", 2007



オールド・ヒル通り警察署の過去と現在。当時としては大きな建物で、かつては「警察の摩天楼」とも呼ばれた。1930年代にインフラ近代化計画の一環として建設された。

出典：シンガポール国立公文書館

19世紀末になると人口はますます増加し、警察は犯罪の増加、とくに中国、インド、日本など海外での事件と関連した国内治安の脅威に対応すべく、拡張を余儀なくされた。警察は、取り締まりと捜査機能を拡大し、1929年には警察訓練学校を設置して適切な訓練を開始し、新しい警察署を建設することで労働条件の改善を図った。共産主義者や秘密結社に対する海峡植民地警察の活動はシンガポールの安全と繁栄とに貢献した一方で、警察を植民地政府の道具と見做す中国人社会において反感を買うこととなった。

1942年2月15日にシンガポールは日本軍の手に落ち、1945年9月の日本軍降伏まで占領が続いた。この占領によってA.H.ディキンソン警視正をはじめとする多くの警察幹部が抑留されて日本軍の支配下に置かれることとなり、大きな打撃を受けた。



サウスブリッジ通り沿いにある1911年の中央警察署。この建物は1860年代から1930年代まで警察本部として使用され、1978年に解体された。

出典：シンガポール国立公文書館

5. 1945～1959：戦後秩序の回復；秩序回復

1946年4月1日に海峡植民地が解体され、シンガポールが英国直轄植民地になるまでの間、英国軍がシンガポールを管理していた。この新体制下においてシンガポールの警察はシンガポール警察隊（SPF）と改称され、R. E. ファルガー大佐が長官に据えられた。日本軍に弾圧されていた秘密結社が勢力を取り戻し、政界や官界までもを影響下に巻き込んだことで、警察は騒乱状態に直面した。一方、共産主義者らはストライキを扇動し、治安的信頼性を失墜させることによって英国政府を破壊し、政治的優位に立とうとした。このため1948年から12年の長きにわたり、マラヤ連邦では非常事態宣言が発令され、また1950年代から60年代にかけては、労働組合や華人学校による抗議運動が相次いだ。



1945年、海峡植民地警察隊職員に対して挨拶をするファルガー大佐

出典：SPF

占領によって減少した警察職員を補うため、1946年にボランティア特別警察隊が、1949年にグルカ兵⁵部隊が、1952年に暴動鎮圧部隊が設立され、それぞれ1950年代の暴動に対応した。1949年には特殊部隊の中に初の女性警察隊が編成された。戦後の警察にとって画期的であったのは、日本軍が残した無線機器の修復に成功し、無線部が編成されたのち、1947年に緊急用直通電話「999」が開始されたことであった。これにより警察は迅速な現場対応が可能となり、武装強盗などの犯罪を激減させた。

⁵ 【訳注】ネパールの山岳民族であるグルカ族によって構成される戦闘集団・傭兵部隊。1857年にインドで発生した対英インド大反乱において英国軍に加わり活躍して以降、現代においても英国軍に引き続き加わっているのみならず、旧英国植民地であるシンガポール、インド等で軍務や警察業務に携わっている。



ホック・リー・バス暴動⁶の現場における警察（1955年）

著作権：Singapore Press Holdings Limited (SPH)



1940年代の初代パトカー対2020年のパトカー。無線を搭載したパトカーは、1940年代後半に緊急用直通電話「999」とともに初めて導入され、警察の即応力を飛躍的に向上させた。

出典：SPF

⁶ 【訳注】1955年4月25日に、雇用条件改善に関する労働争議の結果、解雇されたホック・リー合併バス会社の労働者229名が街頭に繰り出し、華人系中学校の生徒やシンパなどを巻き込み暴動に発展した。同5月12日にストライキが終結するまでの間に2,000人が参加し、終結までに4人が死亡、31人が負傷した。（シンガポール政府国家遺産委員会公式ウェブサイト「Roots」, 「ホック・リー・バス暴動 ～悲劇に終わった産業紛争～」, 2023/7/20取得, <https://www.roots.gov.sg/en/stories-landing/stories/hock-lee-bus-riots/story>)

6. 1959～1965：国家の未来を守る；新国家の誕生

1959年、シンガポールは自治権を獲得した。1963年にシンガポールはマラヤ連邦と合併し、新生マレーシアの一部となった。この若い国家はその治安を脅かす様々な脅威に直面し、将来を守るために自衛、制度、国民という三つの育成に取り組まねばならなかった。合併反対派が人種や共同体間での暴動を引き起こし、1964年7月と9月には最悪の暴動が発生した。また、1963年から66年にかけてのインドネシア・マレーシア対立の際にはインドネシア工作員による爆弾テロが頻発した。かかる不安定な状況下において、1964年5月には自衛団が結成された。妨害工作に対抗するための警察の街頭パトロールに協力するため、あらゆる職種から1万以上の人々がこれに登録したのである。



1965年、マクドナルド・ハウス爆破事件⁷に対応する警官たち。「コンフロンタシ⁸」時代にインドネシアの破壊工作員らによって仕掛けられた。

著作権：SPH⁹

⁷ 【訳注】インドネシア・マレーシア対立に伴い、1965年3月10日に、シンガポールの商業中心地であるオーチャードロードにあったマクドナルド・ハウスというビルがインドネシア側のテロによって爆破され、3人が死亡、33人が負傷した事件。（シンガポール政府国家遺産委員会公式ウェブサイト「Roots」, 「マクドナルド・ハウス爆破事件 ～街の中心部で起きた政治テロ～」, 2023/7/20 取得, <https://www.roots.gov.sg/en/stories-landing/stories/macdonald-house-bombing/story>)

⁸ 【訳注】Konfrontasiとは、「対立」を意味するインドネシア語で、当時のインドネシア大統領スカルノがマレーシアとの対決政策として呼んだものである。

⁹ 【訳注】SPHは「Singapore Press Holdings Limited」の略称。新聞、雑誌、不動産等を手がけるメディア大手企業。



1950年代と今日の警官。彼らは今もシンガポールの治安維持に尽力している。

出典：SPF

7. 1965～1983：新国家の安全保障；独立後のシンガポールにおける警察活動

1965年8月9日、シンガポールはマレーシアから分離し、独立した共和国となった。1968年に、警察の紋章にはシンガポール共和国警察を意味するマレー語「Polis Republik Singapura」が描かれた。警察は国内防衛を担当し、国家の安全保障の中で大きな役割を担うようになった。独立後5年以内には採用人数が拡大し、1967年には兵役義務による警察官制度¹⁰が導入され¹¹、インタ

¹⁰ 【訳注】ここではPolice National Serviceを「兵役義務による警察官制度」と訳した。シンガポール国民若しくは永住権所有者は、1970年兵役法（Enlistmen Act）に基づき、16歳6か月に達すると兵役登録が、また18歳以上になると最大2年の国家奉仕がそれぞれ義務付けられており、その間は国防軍、警察、シンガポール市民防衛隊（Singapore Civil Defence Force。消防、救命救急活動を担う）のいずれかに所属する。法律上は男性に限定していないが、運用上は男性のみが対象となっている。

¹¹ ここでは「1967年には兵役義務による警察官制度が導入された」と記載されている一方、SPF公式ウェブサイト内「私たちについて（Who We Are）」>「兵役義務」>「兵役義務による警察官制度（Police National Service）」においては、1967年には「シンガポール警察にパートタイムの自警団（Vigilante Corps）」、およびパートタイムの特別警察官（Special Constabulary）が初めて設置された。しかしながら、フルタイムの兵役義務による警察官の最初

ーポールに加盟し、そして警察訓練学校は警察学校に昇格した。1969年には警察も再編成され、グレーのフランネルシャツとカーキ色のショートパンツから、国際的な警察色に合わせた青色の制服に置き換えられた。



兵役義務によって警察官となった第一期生たちがポーズをとっている。1975年の写真。

出典：SPF

1970年代に入ると、シンガポールは平和と繁栄の時代を迎えた。犯罪率は低下し、1955年に刑法（臨時規定）が制定されたことによって秘密結社は統制下に置かれ、急速な経済発展によって共産主義思想は時代遅れとなった。シンガポールは逆境を乗り越え、経済的成長を遂げた。生活水準の向上、そして1973年に制定された武器犯罪法と薬物乱用防止法という厳格かつ効果的な法執行と相まって、犯罪は減少していった。1976年、犯罪率は過去20年間で最低となったのみならず、同規模の都市としては世界最低となった。1979年に実施された世論調査では、SPFは効率的であり、取り澄まして官僚的ではあるものの、好感を持っているという結果が示された。そこで、警察をより地域社会に密着させ、信頼性と親しみやすいイメージをつくり、情報提供や協力を求める国民から信頼されるようにするための取り組みがなされた。

の採用者が入隊したのは、兵役義務が導入されて8年後の1975年7月24日だった」とあり、同一サイト内で矛盾が生じている。そのため、本編中では、より詳細な情報が記載されていた後者の年号を採用している。



1973年のユー・トン・セン・ストリートの警察無線部
出典：SPF

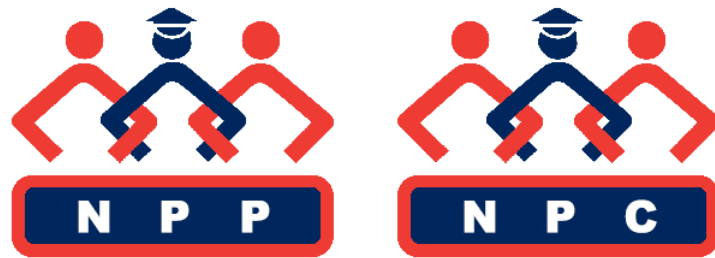
8. 1983～2001：犯罪と戦う地域社会との連携

1980年代になると、好景気によって国土は一変し、それは都市化された新たな景観をもたらした。その頃までには人口の4分の3がHDB住宅に住んでいた。国民を犯罪防止に積極的に参加させるため、犯罪防止評議会や地域監視スキーム（NWS）などのような取り組みが開始された。これらの取り組みは市民意識と社会的責任とを育み、より安全な地域づくりへの道をひらくもので、SPFにおける将来的な地域プロジェクトにとって大いに役立つこととなった。



1980年代のトア・パヨー交番
出典：SPF

1983年6月1日、警察は地域社会に根差した警察活動への積極的な移行を表明し、交番¹²(NPP)制度を発足させた。これに伴って警察官のイメージも、恐れられる法の執行者から、地域社会の一員として信頼される存在へと変化していった。1997年にはこうした制度をさらに発展させ、地域社会のワンストップ警察署として企図された近隣警察センター¹³(NPC)制度が導入された。この制度は広く成功を収め、2001年には犯罪率が人口10万人あたり1,642件から613件にまで減少した。



NPP 及び NPC のロゴに象徴される警察と公共のパートナーシップ

出典：SPF

9. 2001～現在：新しい時代のための新たな能力開発；新世紀の警察活動

2001年9月11日にニューヨークとワシントンDCで発生した同時多発テロ及びその後の対テロ戦争は警察全体の活動状況を一変させ、SPFはその活動の在り方を見直す必要に迫られた。新しい安全保障に対応するため、爆発物処理、暴力行為対策(counter assault measures)、その他テロ対策といった新たな能力が開発された。近年では、SPFは緊急対応部隊(ERTs:Emergency Response Teams)と現場即応部隊(IRTs:In-Situ Reaction Teams)を導入し、テロ対策運用能力を強化してより迅速な事案対応を可能とした。SPFは、テロ攻撃を防止し対処するため、地域社会への啓発、訓練、動員を、SGSecure¹⁴を通じて継続的に実施している。

¹² 【訳注】正確にはNeighbourhood Police Post (NPP)であるが、既往邦文文献でも交番として
いるものが多いことから、ここではそれらに倣った。本編中ではすべてNPPと表記している。

¹³ 【訳注】NPCについては「近隣警察署」とする邦文文献がしばしばあるが、日本における警察署(Police Department/Police Station)とは性質が異なるため、ここでは「近隣警察センター」とし、本編中ではすべてNPCと表記した。

¹⁴ 【訳注】SGSecureは、世界的なテロ脅威に対応するためのシンガポールのコミュニティ対応(community response)で、シンガポールのすべての人々を啓発、訓練し、テロ攻撃の防止と対処の一翼を担うよう動員するための国民運動(シンガポール民間防衛軍(SCDF)公式サイト内「地域の緊急事態準備プログラム」>「SGSecure」, 2023/7/20取得, <https://www.scdf.gov.sg/responseready/sgsecure>)。2016年9月24日に、リー・シェンロン首相によって開始された。SPFと同様に内務省に所属する国内セキュリティ部門が所管している。



図 17 地上配置されている ERT 所属警官

出典：SPF

人口動態の変化、科学技術の進歩、豊かさと教育水準の向上に伴い、また運用環境の変化に対応するため、2012年にNPCシステムはさらに強化され、現在の地域警察システム(COPS:Community Policing System)となった。また、SPFは変化をより最適に管理するため、最新の科学技術を最大限に活用している。動画解析を可能とする警察カメラの公共空間への設置、犯罪と戦うためのより最適な機器の装備など、科学技術の導入がより強化されている。



図 18 犯罪との闘いにおいて地域社会は重要なパートナーであり続ける

出典：SPF

2018年、94%の国民が夜間に近所を一人で歩いても安全だと感じていることなどにより、シンガポールはギャラップ社の国際法秩序レポート 2018において再び1位を獲得した。警察と地域との強力なパートナーシップは、シンガポールにおける警察活動成功にとって重要な柱であり続けている。SPFはシンガポールの治安維持のため、今後とも地域やステークホルダーと連携し、シンガポールが世界で最も安全な国の一つであり続けることを目指している。



図 19 我々の日々を守るため 24 時間体制で働く警官たち

出典：SPF

資料2 NPC、NPP リスト

シンガポール警察公式 HP に掲載されている管区別 NPC、NPP のリストを以下にまとめた。

管区	区分	名称	所在地	e-kiosk	業務時間	備考
Ang Mo Kio	本部		51 Ang Mo Kio Avenue 9 Singapore 569784			
	NPC	Ang Mo Kio North	51 Ang Mo Kio Avenue 9 Singapore 569784		24h	本部に併設
		Serangoon	50 Serangoon Avenue 2 #01-02 Singapore 556129			改築のため 22/1/24 から一時閉鎖
		Sengkang	2 Sengkang Square #01-02 Singapore 545025			
		Ang Mo Kio South	81 Ang Mo Kio Ave 3 Singapore 569929			
		Hougang	60 Hougang Ave 9 Singapore 538775			
		Punggol	151 Punggol Central Singapore 828727			
	NPP	Teck Ghee	Blk 321 Ang Mo Kio Street 31 Singapore 560321		12~22	
		Hougang	Blk 357 Hougang Avenue 7 #01-805 Singapore 530357			
		Paya Lebar	Blk 114 Hougang Avenue 1 #01-1270 Singapore 530114			改築のため 22/10/1 から一時閉鎖
		Serangoon Gardens	51 Serangoon Garden Way Singapore 555947			改築のため 22/1/31 から一時閉鎖
		Serangoon North	Blk 108 Serangoon North Avenue 1 #01-709 Singapore 550108			
Kebun Baru		Blk 111 Ang Mo Kio Avenue 4 Singapore 560111				
Bedok	本部		30 Bedok North Road Singapore 469676			
	NPC	Bedok	30 Bedok North Road Singapore 469676		24h	本部に併設
		Changi	9 Simei Street 2 Singapore 529914			
		Geylang	1 Cassia Link Singapore 397618			
		Marine Parade	300 Marine Parade Road Singapore 449296			
		Pasir Ris	1 Pasir Ris Drive 4 #01-01 Singapore 519457			
		Tampines	6 Tampines Ave 4 Singapore 529682			

管区	区分	名称	所在地	e-kiosk	業務時間	備考
Bedok	NPP	Bedok South	20 Chai Chee Drive Singapore 469045		24h	
		Tampines East	Blk 263 Tampines Street 21 #01-138 Singapore 520263	○		
		Eunos	Blk 629 Bedok Reservoir Road #01-1620 Singapore 470629	○		
		Kaki Bukit	Blk 526 Bedok North Street 3 #01-448 Singapore 460526		12~ 22	
		Bedok	Blk 15 Bedok South Road #01-117 Singapore 460015			改築のため 22/10/1 から 一時閉鎖
		Chai Chee	Blk 35 Chai Chee Avenue #01-256/258 Singapore 461035			改築のため 22/1/31 から 一時閉鎖
		Siglap	125 Upper East Coast Road Singapore 455246	○	24h	
		Tanah Merah	Blk 51 New Upper Changi Road #01-1514 Singapore 461051		12~ 22	改築のため 22/10/1 から 一時閉鎖
		Changkat	Blk 109 Tampines Street 11 #01-261 Singapore 521109			
		Geylang Serai	Blk 111 Aljunied Crescent #01-102 Singapore 380111	○	24h	
		Joo Chiat	267 Onan Road Singapore 424773		12~ 22	改築のため 22/1/31 から 一時閉鎖
		Kampong Ubi	Blk 9 Eunos Crescent #01-2687 Singapore 400009			改築のため 22/1/31 から 一時閉鎖
		MacPherson	Blk 54 Pipit Road #01-82/84 Singapore 370054			
		Mountbatten	Blk 60 Dakota Crescent #01-213/ 215 Singapore 390060			
		Marine Parade	Blk 74 Marine Drive #01-35 Singapore 440074	○	24h	
		Tampines North	Blk 461 Tampines Street 44 #01-56 Singapore 520461		12~ 22	
Kampong Kembangan	Blk 112 Lengkong Tiga #01-215 Singapore 410112					

管区	区分	名称	所在地	e-kiosk	業務時間	備考
Central	本部		391 New Bridge Road #03-112 Police Cantonment Complex Block A Singapore 088762			
	NPC	Bukit Merah East	391 New Bridge Road #03-112 Police Cantonment Complex Block A Singapore 088762		24h	本部に併設
		Marina Bay	No 70 Marina View Singapore 018962			
		Rochor	11 Kampong Kapor Road Singapore 208678			
	NPP	Kreta Ayer	55 North Canal Road Singapore 059282	○	24h	
		Radin Mas	Blk 15 Telok Blangah Crescent #01-250 Singapore 090015	○		
		Tanjong Pagar	Blk 144 Jalan Bukit Merah #01-1114 Singapore 160144	○		
		Tiong Bahru	Blk 128 Kim Tian Road #01-123/ 125 Singapore 160128		12~ 22	
		Kallang	Blk 105 Towner Road #01-400 Singapore 321105	○	24h	
		Kampong Glam	17A Beach Road Singapore 199596	○		
Kolam Ayer		Blk 72 Geylang Bahru #01-3038 Singapore 330072		12~ 22	改築のため 22/1/31 から 一時閉鎖	
Clementi	本部		20 Clementi Avenue 5 Singapore 129858			
	NPC	Clementi	20 Clementi Avenue 5 Singapore 129858		24h	本部に併設
		Bukit Merah West	500 Bukit Merah View #01-01 Singapore 159682			
		Jurong East	No. 92 Boon Lay Way Singapore 609962			
		Queenstown	No. 3 Queensway #01-03 Singapore 149073			
	NPP	Buona Vista	Blk 13 Holland Drive #01-38/40 Singapore 271013	○	24h	
		Commonwealth	Blk 111 Commonwealth Crescent (Annex) #01-288A Singapore 140111		12~ 22	改築のため 22/10/1 から 一時閉鎖
		Dover	Blk 3 Dover Road #01-368 Singapore 130003			
		Pasir Panjang	109A Pasir Panjang Road Singapore 118815	○	24h	
		Bukit Timah	Blk 1 Toh Yi Drive #01-139 Singapore 591501	○	12~	
Telok Blangah		Blk 51 Telok Blangah Drive #01-116/ 118 Singapore 100051		22		

管区	区分	名称	所在地	e-kiosk	業務時間	備考	
Clementi	NPP	Clementi	Blk 427 Clementi Avenue 3 #01-456 Singapore 120427			改築のため 22/10/1 から一時閉鎖	
		West Coast	Blk 728 Clementi West Street 2 #01-418 Singapore 120728	○	24h		
		Ayer Rajah	Blk 43 Teban Gardens Road #01-388 Singapore 600043	○			
Jurong	本部		No. 2 Jurong West Avenue 5 Singapore 649482				
	NPC	Nanyang	No. 2 Jurong West Avenue 5 Singapore 649482		24h	本部に併設	
		Bukit Batok	21 Bukit Batok East Ave 4 Singapore 659840			改築のため 21/4/14 から一時閉鎖	
		Bukit Panjang	No.1 Segar Road #01-05 Singapore 677738				
		Choa Chu Kang	No 20 Choa Chu Kang Street 52 #01-02 Singapore 689286				
		Jurong West	700 Corporation Road Singapore 649818				
	NPP	Bukit Batok	Blk 103 Bukit Batok Central #01-00 Singapore 650103		○	24h	
		Hong Kah North	Blk 370 Bukit Batok Street 31 #01-201 Singapore 650370			12~22	
		Bukit Panjang South	Blk 124 Pending Road #01-00 Singapore 670124		○	24h	
		Choa Chu Kang	Blk 116 Teck Whye Lane #01-740 Singapore 680116		○		
		Boon Lay	Blk 210 Boon Lay Place #01-00 Singapore 640210		○		
		Hong Kah South	Blk 510 Jurong West Street 52 #01-90 Singapore 640510			12~22	
Jurong		Blk 158 Yung Loh Road #01-58 Singapore 610158					
Tanglin	本部		21 Kampong Java Road Singapore 228892				
	NPC	Kampong Java	21 Kampong Java Road Singapore 228892		24h	本部に併設	
		Bishan	20 Bishan Street 23 Singapore 579757				
		Bukit Timah	1 Duke Road Singapore 268914				
		Orchard	51 Killiney Road Singapore 239572				
		Toa Payoh	93 Toa Payoh Central Toa Payoh Community Building #01-02 Singapore 319194				
	NPP	Aljunied	Blk 13 Joo Seng Road #01-69 Singapore 360013		12~22	改築のため 22/10/1 から一時閉鎖	

管区	区分	名称	所在地	e-kiosk	業務時間	備考
Tanglin	NPP	Boon Teck	Blk 207 Toa Payoh North #01-1231 Singapore 310207	○		
		Kim Keat	Blk 231 Lorong 8 Toa Payoh #01-186 Singapore 310231			
		Potong Pasir	Blk 142 Potong Pasir Avenue 3 #01-240 Singapore 350142			
		Bishan	Blk 196 Bishan Street 13 #01-565 Singapore 570196	○	24h	
		Thomson	Blk 25 Sin Ming Road #01-180 Singapore 570025		12~22	改築のため 22/10/1 から一時閉鎖
		River Valley	Blk 4 Delta Avenue #01-02 Singapore 161004		24h	
		Kim Seng	5 Beo Crescent Singapore 169981	○	12~22	
		Moulmein	Blk 101 Jalan Rajah #01-01 Singapore 321101	○	24h	
		Whampoa	Blk 29 Jalan Bahagia #01-368 Singapore 320029		12~22	改築のため 22/1/31 から一時閉鎖
Woodlands	本部		1 Woodlands St 12 Singapore 738622			
	NPC	Woodlands West	1 Woodlands St 12 Singapore 738622		24h	本部に併設
		Woodlands East	3 Woodlands Drive 63 Singapore 737890			
		Yishun North	31 Yishun Central Singapore 768827			
		Yishun South	32 Yishun Street 81 Singapore 768456			改築のため 22/1/4 から一時閉鎖
		Sembawang	4 Sembawang Crescent Singapore 757633			
	NPP	Chong Pang	141 Yishun Ring Road Singapore 760141	○	24h	
		Bukit Panjang	Blk 27 Marsiling Drive Singapore 730027		12~22	
		Marsiling	Blk 16 Marsiling Lane Singapore 730016	○	24h	
Nee Soon South		Blk 798 Yishun Ring Road Singapore 760798	○			

資料3 関係法令

以下は、シンガポール警察法において、遺失物の取扱いに関連する条項をまとめたものである。
本訳文は全て株式会社サンビームによる試訳である。

シンガポール警察法 (POLICE FORCE ACT 2004 2020 REVISED EDITION)

遺失物取扱い関連条項

This revised edition incorporates all amendments up to and including 1 December 2021 and comes into operation on 31 December 2021

本改訂版は 2021 年 12 月 1 日までの改正事項を反映しており、これらは 2021 年 12 月 31 日に施行される。

PART 11

第2部

UNCLAIMED PROPERTY AND ESTATES OF INTESTATES

所有権者不明財産及び無遺言資産

Lost property

遺失物

108.—(1) Where any lost property is deposited with a police officer at a police station or otherwise, the lost property is to be disposed of as follows:

第 108 条 (1) 警察署その他の場所において警察官に付託されたあらゆる遺失物は、以下の手順に従い処理される。

(a) if the lost property is cash, it must, unless it is required to assist in the identification of its owner, be paid into a deposit account (within the meaning of the Financial Procedure Act 1966) specially established for this purpose, and the cash is deemed to be lost property in the custody of the Police Force;

(a) 遺失物が現金である場合は、所有者の確認を支援する必要がある場合を除き、この目的のために設置された (1966 年金融手続法に定めるところの) 特別な預金口座に支払わねばならない。また、その現金は警察が保有する遺失物と見做される。

(b) if there is a person who appears, to the satisfaction of the Commissioner, to be the owner, the lost property in the custody of the Police Force must be returned to that person unless that person —

(b) 遺失物の所有者であると警察長官が得心するに足る者がいる場合、その者が以下の各号に該当しない限り、警察の保管下にある遺失物はその者に返還されなければならない。

(i) cannot be located after reasonable inquiry;
or

(i) 合理的な調査を以てしても所在が判明しない場合

(ii) does not exercise his or her right to recover the property;

(ii) 当該物品を回収する権利を行使しない場合

(c) if the lost property becomes unclaimed property, the Commissioner may cause the whole or any part of unclaimed property —

(c) 遺失物が所有権者不明財産となった場合、警察長官は、その所有権者不明財産の全部又は一部に対して以下のことを行わせることができる。

(i) to be sold (by public auction or otherwise) and the proceeds of the sale to be paid

(i) (競売その他の方法により) 売却し、その売却代金を連結基金¹⁶に納付すること。

¹⁶ 【訳注】連結基金 (Consolidated Fund) : シンガポール政府が保有する口座で、憲法第 145 条の定めるところにより、成文法によって特定の目的に割り当てられない全ての歳入がここに納められる。

into the Consolidated Fund;

- (ii) if cash, to be forfeited and paid into the Consolidated Fund; or
- (iii) to be destroyed or otherwise disposed of at such time and in such manner as the Commissioner thinks fit.

[10/2015]

(2) Where any lost property is deposited with a police officer under subsection (1), the lost property becomes unclaimed property if, at the end of 30 days after the day on which the property was so deposited —

- (a) there is no person who appears, to the satisfaction of the Commissioner, to be the owner of the lost property; or
- (b) there is such a person but that person has not been located after reasonable inquiry or that person has not exercised his or her right to recover the lost property by a claim.

[10/2015]

(3) The proceeds of a sale of unclaimed property under this section must be applied as follows:

- (a) firstly, in payment of the expenses occasioned by the sale;
- (b) secondly, in payment of storage or other expenses incurred by the Commissioner in relation to the property;
- (c) thirdly, by payment of the balance into the Consolidated Fund.

[10/2015]

(4) A person who buys movable property that is lost property sold by or on the authority of the Commissioner under this section obtains good title to that property.

[10/2015]

(5) Despite subsection (1), if a person who appears, to the satisfaction of the Commissioner, to be the owner of lost property claims, before the end of one year starting from the day on which the property was deposited with a police officer under subsection (1), that property after it has become unclaimed property,

(ii)現金の場合は没収し、連結基金に納付すること。

(iii)警察長官が適切と思料する時期及び方法において破棄又はその他の処分を行うこと。

(2) 前項の規定により警察に付託された遺失物は、遺失物が警察に付託されてから30日を経過した時点で以下の各号に該当する場合、所有権者不明財産となる。

(a)当該遺失物の所有者であると警察長官が得心するに足る者が現れない場合。

(b)所有者である蓋然性を有しながらも、合理的な調査を以てしても所在が判明しないか、その者が請求により遺失物を回収する権利を行使していない場合。

(3) 本条の下に所有権者不明財産を売却した際の収入は、以下の各号の順に充当する。

(a)第一に、売却によって生じた費用に充当する。

(b)第二に、当該財産に関し当局が負担した保管料その他の経費の支払いに充当する。

(c)第三に、残額を連結基金に納付する。

(4) 本条に基づき警察長官により、または警察長官の権限に基づいて売却された遺失物たる動産を購入したものは、その財産に対する正当な所有権を得る。

(5) (1)に関わらず、遺失物の所有者であると警察長官が認めるものが、(1)に基づき遺失物が警察に付託された日から起算して1年を経過する前に当該財産が所有者不明財産となった後にその所有権を主張した場合、警察長官は以下のことを行うことができる。

the Commissioner may do as follows:

(a) if the property remains in the custody of the Police Force, the Commissioner may authorise the property to be returned to the person;

(b) if the property (being cash) or the proceeds of the sale of the property were paid into the Consolidated Fund, the Commissioner may authorise the refund of the property or the proceeds of the sale to the person.

[10/2015]

(6) A finder of any lost property deposited under subsection (1) has no rights in relation to that property by reason of being the finder, and a police officer who comes into possession of any lost property in the course of his or her duties does not have the rights of a finder in relation to that property.

[10/2015]

Power to administer estates of intestates

109.—(1) Whenever any person dies leaving movable property in Singapore under \$1,000 in value, which property is, in the absence of any person entitled to that property, taken charge of by the police for the purpose of safe custody, the Commissioner may, if the Commissioner thinks fit, order that property to be delivered, without letters of administration taken out, to any person claiming to be entitled to the whole or any part thereof, if the Commissioner is satisfied as to the title of the claimant and the value of the property by the oath or affirmation of the claimant, or by such other evidence as the Commissioner may require.

(2) The Commissioner may, before making any order under subsection (1), take such security as the Commissioner may think proper for the due administration and distribution of such property.

[10/2015]

(3) Nothing in this section affects the right of any person to recover such property or any of it from the person to whom it may have been delivered pursuant to such order.

(4) If at the end of one month after any property (other than cash) taken charge under this section, no person has established a claim to the property to the

(a) 当該財産が引き続き警察内に保管されている場合、警察長官は当該財産を本人に返還する許可を与えることができる。

(b) 当該財産（現金）又は財産の売却代金が連結基金に納付されている場合、警察長官は財産又は売却代金を本人に返還する許可を与えることができる。

(6) (1)に基づく遺失物の発見者は、発見者であることを理由として当該遺失物に関する権利を有さない。また、職務上遺失物を所持することとなった警察官は、当該遺失物に関して発見者としての権利を有しない。

無遺言資産の管理権限

第 109 条 (1) シンガポール国内において価値 1,000 \$ 未満の動産を残して死亡したものがおり、かつその動産の権利を有する者がおらず、安全な保管を目的として警察の管理下にある場合、警察長官が適切と判断したときは、その動産を、遺産管理状を取得せずに、その全部または一部に権利を有すると主張する者について、警察長官が、請求者の権利および財産の価値について、請求者の宣誓もしくは確約、または警察長官が要求するその他の証拠によって確信した場合、引き渡すよう警察長官は命じることができる。

(2) 警察長官は、(1)に基づく命令を実行する前に、当該財産の正当な管理および分配のために委員が適切と考える担保を取ることができる。

(3) 本条のいかなる内容も、当該命令に従ってその財産を引き渡された者から、当該財産またはその一部を回収する人の権利に影響を与えない。

(4) 本条に基づき保管された財産（現金を除く）が 1 カ月経過した時点で、警察長官の得心に足るほど当該財産に対する請求権を確立した

satisfaction of the Commissioner, or immediately (even if less than one month) after the owner has given the Commissioner written notice that he or she is not claiming the property, the Commissioner may —

- (a) arrange for the property to be disposed of by public auction or otherwise; and
- (b) apply the proceeds of the sale to meet the expenses incurred by the Commissioner in storing and disposing of the property, and pay the balance (if any) to the Consolidated Fund.

(5) Despite anything in this section, where the owner of any movable property appears after it has been disposed under subsection (4) and claims the same, restitution must be made, on the claim being established to the satisfaction of the Commissioner.

Perishable or low value property, etc.

110.—(1) Where it appears to the Commissioner that any lost property referred to in section 108 or any property of a deceased person referred to in section 109 —

- (a) is cash of not more than \$1,000 or the equivalent in foreign currency;
- (b) is perishable;
- (c) may rapidly depreciate in value; or
- (d) is of such a nature or in such condition that it would be dangerous, not reasonably practicable or unduly costly for the Police Force to retain custody of the property, this section applies despite sections 108 and 109.

[10/2015]

(2) Subject to subsection (3), where this section applies to any lost property and any property of a deceased person referred to in sections 108 and 109, respectively, the Commissioner may cause the property —

- (a) to be paid into the Consolidated Fund at once;

者がいない場合、または所有者が警察長官に対して当該財産を請求しない旨の書面による通知を行った後直ちに（1カ月未満であっても）、警察長官は以下のことを行うことができる。

- (a) 財産を競売またはその他の方法で処分されるように手配すること。
- (b) 警察長官が財産の保管および処分に要した費用に売却代金を充当し、残額（あるならば）を連結基金に納付すること。

(5) 本条のいかなる規定にもかかわらず、動産の所有者が（4）項に基づき処分された後に出現し、その返還を請求した場合、その請求が警察長官の得心を得られるほどに立証された場合は、返還を行わなければならない。

腐敗しやすいものや低価値の物品等

第 110 条（1） 第 108 条に定める遺失物又は第 109 条に定める無遺言資産が以下の各号に該当すると警察長官が判断する場合は、第 108 条、第 109 条の規定によらず本条が適用される。

- (a) 1,000 \$ 以下の現金又は同等価値の外貨。
- (b) 腐敗しやすいもの。
- (c) 急速に価値が低下する可能性があるもの。
- (d) 警察が当該財産を保管することが危険である、合理的に実行不可能である、または過度な経費を必要とする性質又は状態である場合。

(2) (3)に従い、本条が第 108 条および第 109 条にいう遺失物および死亡者の財産に適用される場合、警察長官はその財産に以下のことを行わせることができる。

- (a) 一括して連結基金に納付すること。

- (b) to be sold (by public auction or otherwise) at once and the proceeds of sale to be paid into the Consolidated Fund; or
- (c) to be destroyed or otherwise disposed of at such time and in such manner as the Commissioner thinks fit.

[10/2015]

(3) Where any lost property or any property of a deceased person referred to in section 108 or 109 —

- (a) is paid into the Consolidated Fund under subsection (2)(a); or
- (b) is sold (by public auction or otherwise) under subsection (2)(b), the cash or the proceeds of the sale (as the case may be) are to be dealt with in the same manner as the property would have been required by section 108 or 109 (as the case may be) to be dealt with if not so paid or sold.

[10/2015]

(4) A person who buys property sold by or on the authority of the Commissioner under this section obtains good title to that property.

[10/2015]

Outsourcing function as regards lost and unclaimed property

110A. The Commissioner (and no other) may, under his or her hand in writing, appoint any person outside of the Police Force as an independent contractor to exercise any power conferred or perform any duty imposed on the Commissioner¹⁵ under section 108, 109 or 110, and any reference in any such provision to the Commissioner includes a reference to such a person if appointed.

[10/2015]

- (b) (競売その他の方法により) 直ちに売却し、その代金を連結基金に納付すること。
- (c) 警察長官が適切とする時期及び方法により破棄またはその他の処分を行うこと。

(3) 本条が第 108 条および第 109 条にいう遺失物および死亡者の財産が

- (a) 第 2 項 a に基づき連結基金に納付する場合、または
- (b) (2)(b) に基づき (競売その他の方法により) 売却する場合、現金若しくは売却代金 (場合により) が支払われず、または売却されなかった時には、第 108 条又は (場合により) 第 109 条により処理されることが要求された財産と同様の方法により処理されなければならない。

(4) 本条に基づき警察長官により、または警察長官の権限に基づいて売却された財産を購入したものは、その財産に対する正当な所有権を得る。

遺失物及び引き取り手のない財産に関する外部委託機能

第 110A 条 警察長官 (他を認めない) は、自身の書面により、第 108 条、第 109 条または第 110 条に基づき警察長官に与えられた権限を行使し、または課せられた義務を遂行する独立した請負人として、警察以外の者を任命することができる。当該条項における警察長官への付託は、任命された場合における当該者への付託を含む。

¹⁵ 翻訳において、“Commissioner” については、同法第 2 条 1 解釈 に定めるところにより、警察長官とした。

Interpretation

2.—(1) In this Act, unless the context otherwise requires — <Omission>

“Commissioner” means the Commissioner of Police appointed under section 6(1);

解釈

第 2 条 1 この法律において、文脈上別段の定めがある場合を除き、<中略>

「コミッショナー」とは、第 6 条第 1 項に基づいて任命された警察長官をいう。

資料4 我が国における遺失物取扱実務について

シンガポールにおける遺失物取扱の現状と比較するため、我が国における遺失物取扱実務についてまとめた。

1. 遺失物の所掌部署

遺失物の取り扱い等に関する行政手続きは、遺失物法（以下「法」。なお、法の平成18年全面改正に伴い、1899年施行の旧法は、以下「旧遺失物法」）に規定されており、法の施行に関しては、警察庁長官官房会計課が所掌している。

実際の遺失物管理は、都道府県警察の会計課が行っており、大規模道府県警においては、会計課は総務部所属で、中小規模県警においては警務部所属であることが一般的である。

とくに遺失物の扱い件数が多い警視庁の場合は、警視庁総務部会計課の附置機関として遺失物センターを設置している（同庁では、増加する落とし物に対応するため、平成29年にセンターを拡張した）。

実際に市民の窓口（遺失届や拾得物の受理）となっているのは警察署会計部門や地域警察（地域の交番や駐在所）である。

表1 都府県警察にける遺失物所掌課を定める条例本文（抜粋、一部表記変更）

都府県	条例名称	遺失物所掌部署関連条文
東京都	警視庁組織規則（昭和47年4月1日公安委員会規則第2号）	<p>第2章 警視庁本部</p> <p>第1節 各部の分課（分課）</p> <p>第2条 各部に次の課を置く。 総務部 企画課、文書課、情報管理課、広報課、会計課（以下、略） （会計課の分掌事務）</p> <p>第5条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 交通反則金の徴収に関すること。 (3) 警視庁会計監査室（以下「会計監査室」という。）に関すること。 (4) 警視庁遺失物センター（以下「遺失物センター」という。）に関すること。 (5) 他の分掌に属しない経理に関すること。</p> <p>第3節 課の附置機関 （遺失物センター）</p> <p>第59条の2 総務部会計課に遺失物センターを附置する。 2 遺失物センターは、遺失物、埋蔵物及び遺留物に関する事務を分掌する。 3 遺失物センターに係を置く。</p>
大阪府（大規模道府県警の例）	大阪府警察組織規則（平成26年3月31日大阪府公安委員会規則第5号）	<p>第2章 警察本部</p> <p>第1節 参事官等の職（総務部の分課）</p> <p>第6条 総務部に、次の課及びセンターを置く。 (1) 総務課 (2) 広報課 (3) 会計課 (4) 施設課 (5) 装備課 (6) 留置管理課 (7) 府民応接センター （会計課）</p> <p>第10条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 旅費の支出に関すること。 (3) 警察手数料に関すること。 (4) 物品の調達、管理及び処分に関すること。 (5) 会計事務の監査及び指導に関すること。 (6) 物品の検査に関すること。</p>

		(7) 遺失物に関すること。 第7章 警察署 (警察署の分課) 第125条 警察署(大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。)に、次の課を置く。 (1) 総務課 (2) 会計課 (3) 生活安全課 (4) 地域課 (5) 刑事課 (6) 交通課 (7) 警備課 (会計課) 第128条 会計課の分掌事務は、会計に関することとする。
佐賀県 (中小規模県警の例)	佐賀県警察組織規則 (平成6年10月31日 佐賀県公安委員会規則 第5号)	第2条 警務部に、次の7課を置く。 総務課、広報県民課、警務課、監察課、会計課、厚生課 (会計課) 第6条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 予算、決算及び会計に関すること。 (2) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。 (3) 会計の監査に関すること。 (4) 遺失物及び拾得物に関すること。 (5) 庁舎及び公舎の営繕に関すること。 (6) 警察装備に関すること(警務課の所掌に属するものを除く。) (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずること。

2. 警視庁管内における遺失物取扱状況等

本項は、東京都内における遺失物の取り扱い状況等について、警視庁遺失物センターへのヒアリングを元に、警視庁統計等を活用し、まとめたものである。

1) 遺失物等統計

遺失届、拾得届の届出件数を経年的に整理すると、拾得届については2012(平成24)年以降右肩上がりで増加し続けていたが、COVID-19の世界的流行に伴う外出自粛等の影響により、2020(令和2)年には前年の67%にまで減少している。

これに対し、遺失届については2012(平成24)年以降概ね1,000千件前後で推移しているが、拾得届と同様、2020(令和2)年には前年の75%にまで減少している。

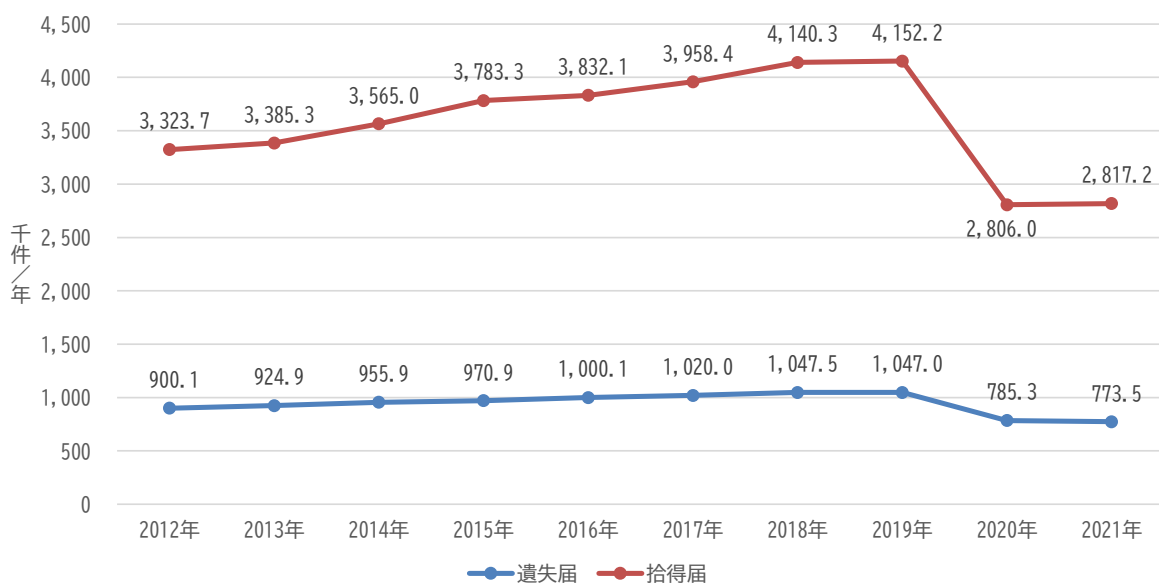


図1 遺失届・拾得届の届出件数推移

資料：警視庁, 2023より作成

これを届出金額ベースでみると、各年とも遺失金額が拾得金額を大きく上回っている。遺失届については2012（平成24）年から2013（平成25）年にかけて一旦減少しているが、その後再び増加を続け、2019（令和元）年には84.4億円に達している。

一方、拾得届の金額は、2019（令和元）年で38.8億円であり、拾得届/遺失届の金額割合は46%である。

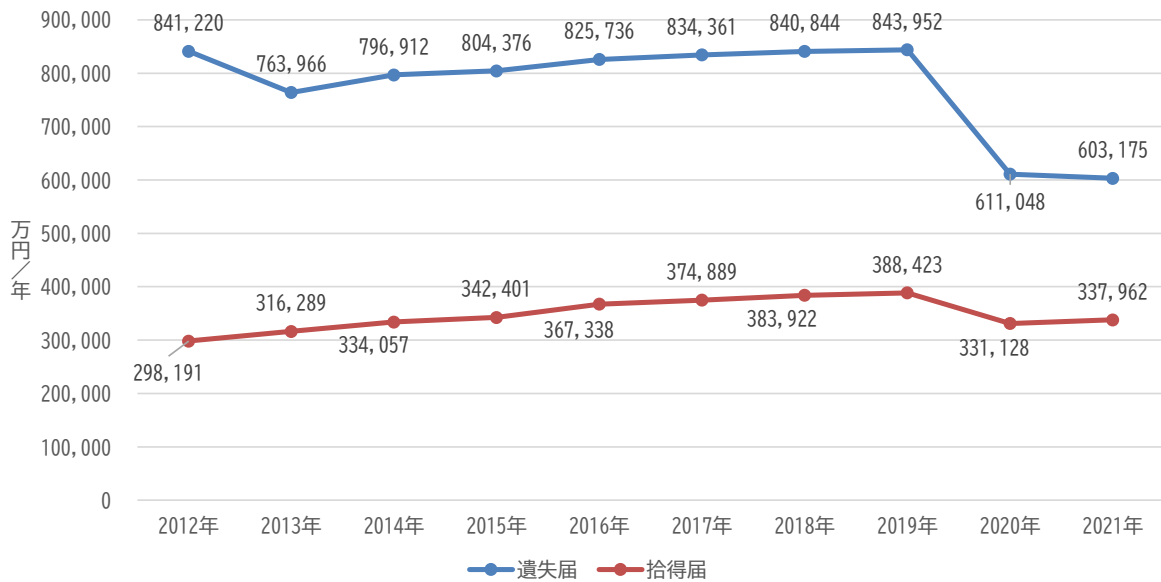


図2 遺失届・拾得届の届出金額推移

資料：警視庁, 2023より作成

拾得物の物品別取扱状況をみると、以前は衣類や傘の落とし物が多かったが、2015（平成27）年以降、証明書・カード類の届け出が急増している。

遺失物センターでは、その要因の一つとして証明書類の小型化を挙げている。

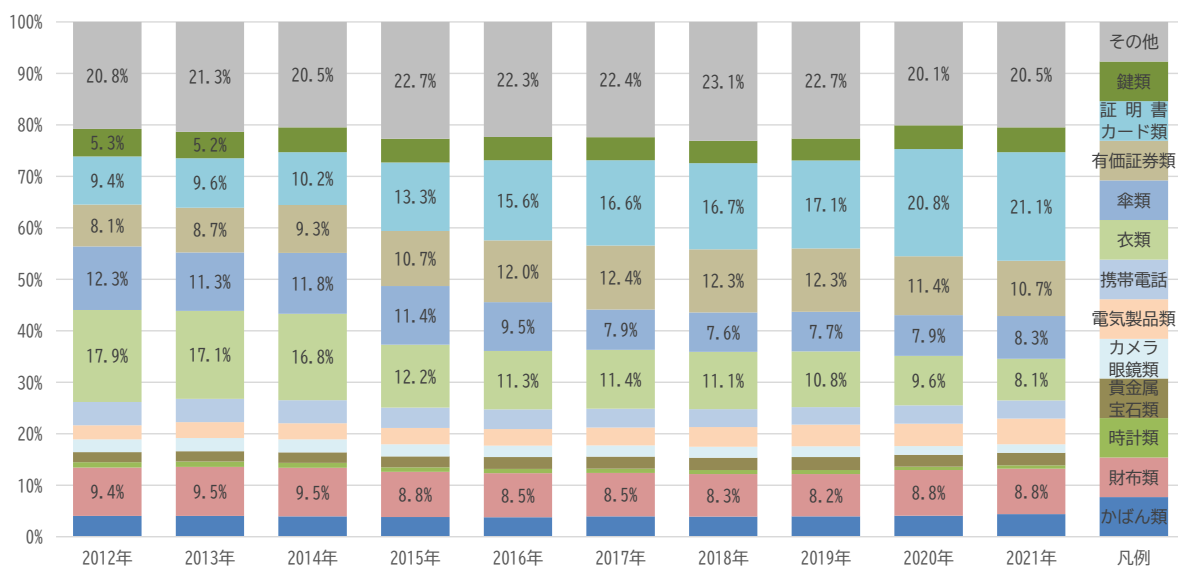


図3 拾得物の物品別取扱状況（構成比推移）

資料：警視庁, 2023より作成

2) 拾得物の流れ

交番に届けられた拾得物は、当該交番を所管する警察署に2週間保管され、持ち主が現れなかった場合は遺失物センターに保管される（延べ3カ月間）。その後、遺失者が所有権を放棄した場合又は持ち主が現れない場合において拾得者が所有権を取得しなかったものは都に帰属した後、その多くが売却され、売上代金は都に納付される（売却できないものは処分）。

なお、平成18年の法の全面改正に伴って、新たに特例施設占有者制度が設けられた。法第4条の規定により、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出」するのが原則であるが、この制度により、公共交通機関や店舗など多くの遺失物を取り扱う事業者（特例施設占有者）においては、拾得物に関する事項を2週間以内に警察に届け出た場合には、その拾得物を施設占有者自らで保管することが可能となっている（法第17条）。

特例施設占有者の要件は表2、表3に示すとおりである。

表2 特例施設占有者の要件

区分	規定	備考	項※
鉄道	鉄道事業法第二条第二項又は第三項に規定する事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの	旅客輸送に限る	一
バス	道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第四条第一項の許可を受けたもの	乗合タクシーを含む	二
船舶	海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの	旅客輸送に限る	三
航空	航空法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業又は同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第百条第一項の許可を受けたもの	旅客輸送に限る	四
店舗等	百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、以下の要件（表3参照）に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会等が指定したもの	以下に示す要件を満たすことが必要	五

資料：遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条を元に作成¹⁷

表3 五号特例施設占有者に求められる要件

<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う拾得物件の数が一号から四号に掲げられたものに準じて多数に上ると認められるものであること。 ・破産手続開始の決定を受け復権を得ない者及び禁錮刑以上の刑に処せられ執行を終わり2年以上経過しないなど、一定の欠格事由に該当しない者であること。 ・取り扱う拾得物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有するものであること。
--

出典：愛媛県警「特例施設占有者とは？」¹⁸を元に記載

¹⁷ 条文中に引用されている法律番号、各運送事業の後に続く（旅客を運送するものに限る。）及び五号特例施設占有者の要件は省略した。

¹⁸ <https://www.police.pref.ehime.jp/kaikei/isitsubutsu/otoshimono/shisetsu.img/tokurei.pdf>（2023年7月5日取得）

18年4月19日東京都公安委員会規則第7号)、東京都公安委員会告示第92号(令和4年3月14日)等の条例・規則により、現在では「警視庁行政手続オンライン」サイト¹⁹からの申請に切り替えられつつある。

法施行規則第41条は、「(電磁的記録媒体による手続)第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。」と規定しており、現状では、各都道府県(警察本部)が、電磁的記録媒体をどのように定義・運用しているかにより手続方法が異なるが、今後はオンライン申請が全国的に普及していくものと思われる。

¹⁹ <https://www.keishicho-gto.metro.tokyo.lg.jp/keishicho-u/> (2023年6月28日取得)

4) 拾得者の権利について

拾得者は、以下の3つの権利を有する。

表 4 拾得者に認められる権利

権利事項	根拠法
遺失物件価格の5%~20%の範囲内で報労金（謝礼）を受け取る権利	法第 28 条
所有者が判明しなかった物件の所有権を取得する権利	民法第 240 条
物件の提出、交付及び保管に要した費用（主に警察署等へ届けたときの運搬費、交通費）を受け取る権利	法第 27 条

拾得者は、上記全ての権利を主張または放棄することも、一部を主張または放棄することも可能である。

このうち、報労金（謝礼）に関しては、民事不介入の原則から、拾得者と所有者との間でなされるものであり、警察はこれに一切関与しない。また、報労金（謝礼）受領の権利を主張するためには、「拾得物件預り書」における個人情報の告知に同意しなければならない。また、施設占有者に交付された物件の場合、報労金（謝礼）は拾得者と施設占有者に、法第 28 条で定める範囲の各 2 分の 1 が支払われる（法第 28 条第 2 項）。

所有者が判明しなかった物件でも、運転免許証、スマートフォンなど個人情報が含まれる物件である場合は、所有権を取得することはできない（法第 35 条）。この他、携帯ゲーム機については中身を消去してから拾得者に渡される、パソコンについてはデータを消去しても復元できる可能性があれば渡されないなど、法に基づく運用がされている。

警視庁管内の場合、特例施設占有者の一つである鉄道事業者は、いずれも所有権の取得を主張しているため、所有者が判明せず、また、拾得者が所有権を放棄している場合であっても、駅の忘れ物等は所定の期間を経たのち鉄道事業者に渡される。

5) 売却・処分について

保管期間の3か月間が過ぎたものは、1つ1つ手作業により検品され、壊れているもの、汚れているものなどは廃棄処分とされる。ただし、生鮮品のように腐敗するものや、保管に過大な費用や手数を要するものなどについては、保管期間を待たずに廃棄または売却される。

また、法第 35 条により個人情報等を含む物件については売却できないことから、処分する、若しくはスマートフォンなどの場合には、SIM カードを抜き、穴をあけ、レアメタルとして売却されるものもある。

その他、売却が可能なものについては、複数の条件を満たした事業者による入札を経て売却され、その後の物件本体に関し、警察は関与しない。

保管期間を待たず売却された場合には、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額が当該物件とみなされる（法第 9 条第 4 項）。

6) 外国人対応について

外国人対応としては、手書き用書類の多言語化を行っているほか、警視庁ウェブサイト（英語版）では遺失物に関する案内を行っている。

また、外国人がパスポートなどを遺失した場合は、顔写真や「遺失届出書」の記載事項等

の照合により所有を証明するほか、大使館への問い合わせを行うこともある。ただし、海外の通信キャリアで契約・登録された携帯電話やスマートフォンに関する所有者調査は行えない。

7) 遺失届のデジタル化

警視庁では、同庁サーバに「警視庁行政手続オンライン」サイトを構築し、これを介して遺失届を受け付けている。

○拾得物情報・遺失届等のデジタル化や公表に関する他道府県警の動向

令和5年4月現在において、全国の都道府県警察では拾得物件の情報をウェブサイトで公開している。加えて、東京都（警視庁）を含む19都道府県では、遺失届のオンライン受付も実施している。このうち10府県は、遺失届の受付、拾得物件公表を、「警察国民向けポータル」サイトを介している。

このように、現状として拾得物件については全都道府県に関しウェブサイトから検索が可能であるが、「警察国民向けポータル」サイトを介さない都道府県で、かつ落とされた場所が複数都道府県に跨る可能性のある場合、該当する都道府県全てのサイトを個別にみる必要がある。

遺失届のウェブサイト受付については警察庁が主導しており、いずれ全国で統一される予定である。

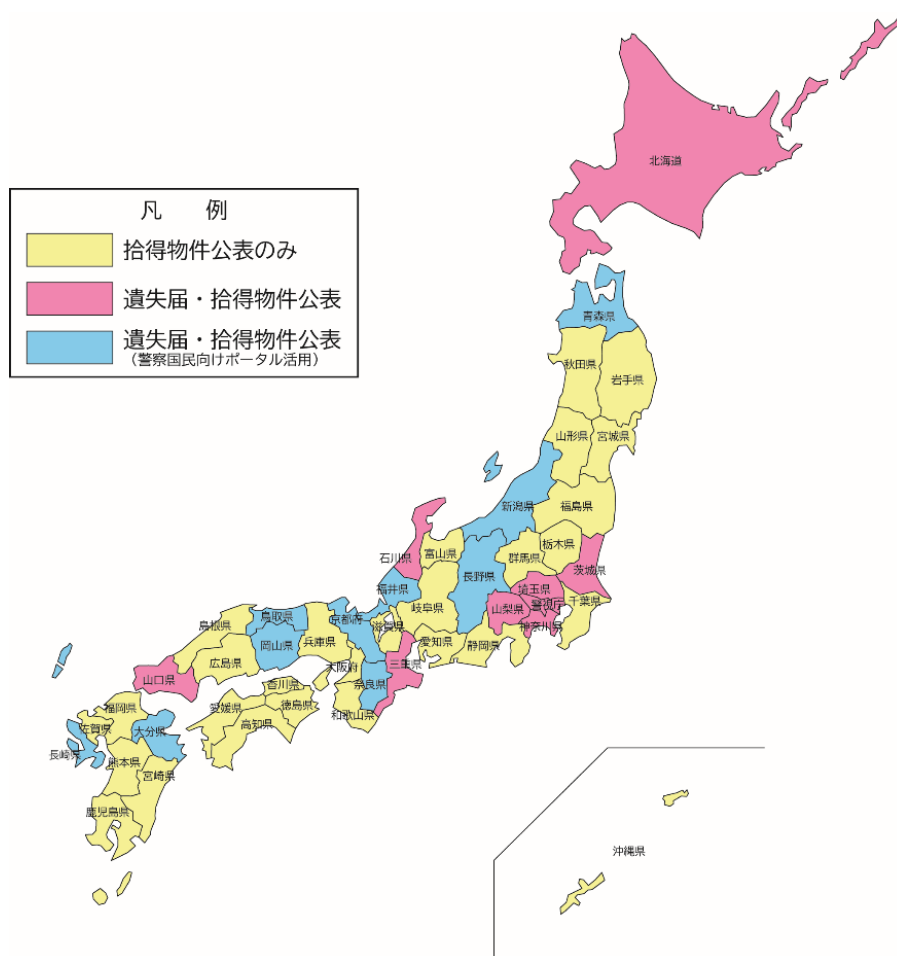


図 7 Web 上における拾得物件公表・遺失届受付状況

出典：警察庁, 2023a を元に作成

8) 警視庁拾得物公表システム

警視庁においては、拾得物件公表データを1日に1回作成・アップデートしているため、リアルタイムに拾得物件情報が更新されるわけではない。また、拾得者の SNS を見た人などによるなりすまし防止のため、詳細な情報は掲載していない。

警視庁 拾得物公表システム

東京都内で拾われた落し物と、他府県で拾われ、都内の警察署に提出された落し物が検索できます。

分類: [財布類](#) > 期間: [2023/04/01 ~ 2023/04/08](#) > 場所: [路上・建物](#) > 都道府県: [東京都](#) > 市区町村: [上野区](#)

上記リンクより、検索条件を変更することができます。
 変更する場合は、それ以降の条件についても再入力が必要となります。

拾得日付が不明な落し物についての条件を変更する場合は、下記条件を指定し、「再検索」をクリックしてください。

拾得日付不明を表示 しない する 表示件数:

検索結果 総数: 11 件

No	分類	種類	特徴	在中品等	拾得日付 保管期間	拾得場所	問合せ先	問合せ 電話番号	問合せ番号
1	財布類	小銭入れ	小銭入れチャック式、茶色系	プリペイドカード類	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 路上	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400007-0000
2	財布類	小銭入れ	小銭入れ(その他)、黒色系、千円未満	現金	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 路上	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400008-0000
3	財布類	財布	二つ折り財布、茶色系	書類	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 店舗	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400009-0000
4	財布類	小銭入れ	小銭入れチャック式、青色系、千円以上	現金、その他証券類	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 路上	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400010-0000
5	財布類	小銭入れ	小銭入れ(その他)、黒色系、千円未満	現金	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 路上	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400011-0000
6	財布類	小銭入れ	小銭入れチャック式、茶色系、千円未満	現金	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 その他	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400012-0000
7	財布類	財布	財布(その他)、青色系、千円以上	現金	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 路上	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400013-0000
8	財布類	小銭入れ	小銭入れホック式、青色系、千円以上	現金	2023/04/01 2023/04/08	千代田区 店舗	遺失物センター	03-3581-9161	03-3581-11400014-0000

図 8 警視庁 拾得物公表システム²⁰の検索画面例 (一部画像サイズ・情報等を加工した)

警視庁では、庁内専用の拾得物管理システムを介して拾得物情報を収集・管理し、拾得物公表システムを通じて一般公開している。拾得物管理システムは、セキュリティを考慮し、インターネットに接続していないため、Web から届出のあったデータについては、USB メモリを介して1日に1回、拾得物公表システムへ反映させている。なお、オンラインによる「遺失届出書」の届出は、警視庁管内においては1日当たり70件程度で、全体の3%程度となっている。

9) 遺失物総合管理システム

遺失物を検索する「遺失物総合管理システム」は、交番で警察官が入力しているシステムと同様のもので、リアルタイムで情報が反映される。

同システムにおける大分類、中分類は全国一律の規定となっている一方、小分類は各都道府県による設定であり、警視庁では比較的細かく設定している。

²⁰ <https://www.ishitsu.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/syutoku/Buppin?Length=0> (2023年7月1日取得)

本システムへの入力完了し、受理番号が交付された段階で、正式に受理されたとみなされる。

10) その他

遺失物取扱において最も人件費がかかるのは、書類の受理と所有者調査である。所有者調査においては、写真が遺失物調査に役立つこともある。その反面、色など、拾得者と遺失者で表現が異なる可能性がある事項については、必要に応じて遺失者に対し電話で確認することがある。

法改正以前は、警視庁管内では全ての拾得物が必ず遺失物センターに運ばれていたが、特例施設占有者制度の創設により鉄道事業者等での保管も可能になったため、一部事務が簡略化された。

しかしながら、コンビニや薬局など、特例施設占有者以外の施設占有者では、拾得物の手続きに慣れていないため、拾得日を記録していないことや、ある程度集まってから後日まとめて警察署ではなく交番に持ってくるなどがある。こういった事由により、警察署に行くよう施設占有者に指示してトラブルになることや、発見が遅れて所有者からクレームがくることもある。

【引用参考文献】

資料 1

SPF, 2023, “Our History”, (2023 年 4 月 28 日取得, <https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Our-History>)

資料 3

Singapore Statutes Online, 2004, POLICE FORCE ACT 2004 2020 REVISED EDITION, (2023 年 6 月 30 日取得, <https://sso.agc.gov.sg/Act/PFA2004>)

資料 4

警察庁, 2023a, 「落とし物の届出・検索」, 警察庁ウェブサイト (2023 年 4 月 28 日取得, <https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/ishitsubutsu/ishitsu-todokedekensaku.html#ishitsutodoke>)

警察庁, 2023b, 『令和 4 年 警察白書』 (2023 年 6 月 25 日取得, <https://www.npa.go.jp/hakusyo/r04/index.html>)

警視庁, 2022, 「遺失物 (申請様式一覧)」, 警視庁ウェブサイト, (2023 年 4 月 28 日取得 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/other/style/lost.html>)

警視庁, 2023 「警視庁の統計 (令和 3 年)」 (2023 年 6 月 21 日取得, https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei/k_tokei03.html)

デジタル庁, 2023, e-GOV「遺失物法施行規則」, e-GOV (2023 年 4 月 28 日取得 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=419M60400000006>)

シンガポール警察の交番業務における
オンラインシステム活用の在り方等に関する調査研究 報告書

令和5年(2023年)7月31日発行

発行者 公益財団法人日工組^{にっこうま}社会安全研究財団
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目7番8号
大手町佐野ビル6階
TEL (03)3219-5177 <https://www.syaanken.or.jp/>

調査・制作 株式会社サンビーム
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3丁目2番8号
グランバレー三崎町2階
TEL (03)3239-7070 <https://sun-beam.co.jp/>

© The Nikkoso Research Foundation for Safe Society, 2023

ISBN 978-4-904181-37-9 Printed in Japan